

自主的避難等対象区域（郡山市）の学校法人である申立人について、風評被害により留学生を含む生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたことなどを考慮し、平成24年度の逸失利益につき、原発事故の寄与度を8割とする和解が成立した事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人学校法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	期 間	金 額
1. 営業損害（逸失利益・A校分）	平成24年4月1日から	金 16,527,558 円
2. 営業損害（逸失利益・B校分）	平成25年3月31日まで	金 2,781,598 円
3. 営業損害（逸失利益・C校分）		金 3,697,834 円

合計金 23,006,990 円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金23,006,990円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年8月27日

（仲介委員 牧野義信）